

# 八戸合同庁舎整備事業

## 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

※実施方針等に関する質問・意見に対する回答（以下「本件回答」という。）は、現時点における県の考え方を示したものである。入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答等、入札公告から落札者決定までに県が提示する資料の記載内容と、本件回答の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、入札公告から落札者決定までに県が提示する資料の記載内容が優先されるものとする。

令和5年3月20日

青森県

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
1	実施方針	1	I	1	(4)			対応策について	「津波浸水被害が出る予測が示されていること及び馬淵川の洪水浸水想定区域内であることを踏まえた対応策についても検討した結果、…」とありますが、どのような対応策を検討したのか具体的にご教示ください	洪水浸水想定区域外の県有地のほか、民有地も含めた非現地建替を検討したところです。
2	実施方針	1	I	1	(4)			対応策について	「津波浸水被害が出る予測が示されていること及び馬淵川の洪水浸水想定区域内であること…」とありますが、津波と洪水それぞれの発生確率をご教示ください	津波浸水想定のお考え方は、参考資料1を参考としてください。 洪水浸水想定は、1,000年以上に一度程度の確率で起こり得る降雨によるものとなっています。
3	実施方針	2	I	1	(6)			整備方針	「働き方改革」とありますが、ICT化等へ向けて無線LANの敷設等、具体的な機能は想定されているでしょうか。	無線LANのほか、電子入札、電子収納、ペーパーレス化等の導入に向け検討することとしています。
4	実施方針	2	I	1	(6)			整備方針	「働き方改革」とありますが、執務室のデスクレイアウトについて、ユニバーサルデスクやフリーアドレス等具体的な方向性は検討されているでしょうか。	設計業務のレイアウト図作成で検討することとしています。
5	実施方針	2	I	1	(6)			整備方針	「働き方改革」とありますが今回計画する執務スペースのあり方やレイアウトの変更に対応するため、現在の県庁の対応や将来を見据えた考えを教えてください。	無線LANのほか、電子入札、電子収納、ペーパーレス化等の導入に向け検討することとしています。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
6	実施方針	2	I	1	(6)			整備方針	「デジタル変革」とありますが現在の県庁の対応や将来を見据えた考えを教えてください。	無線 LAN のほか、電子入札、電子収納、ペーパーレス化等の導入に向け検討することとしています。
7	実施方針	3	I	1	(7)	ア		事業対象地	事業対象地について、都市計画道路や2項道路などで収用・セットバックされることはないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	5	I	2	(2)			対象業務	対象業務として、計画敷地内において民間の収益施設の整備・維持管理・運営に係る提案は可能でしょうか。	県としては民間収益施設の整備・維持管理・運営の実施は困難と想定しています。
9	実施方針	5	I	2	(2)	ア		事業者が実施する業務(ア)～(キ)	業務概要の記載が(ア)～(キ)にありますが、県が予算を検討される上で事業費の記載がありません。要求水準を満たす上でも事業費の内訳を開示していただけませんか。	事業費の内訳を開示する考えはありません。
10	実施方針	5	I	2	(2)	ア	(ア)	新庁舎の設計業務	新庁舎の設計及び関連業務とありますが、関連業務について具体的な業務範囲を公表いただきますようお願いいたします。	業務要求水準書(案)をご確認ください。
11	実施方針	5	I	2	(2)	ア	(イ)	新庁舎の建設業務	什器備品の調達支援業務、移転支援業務とありますが、具体的な業務範囲を公表いただきますようお願いいたします。	業務要求水準書(案)をご確認ください。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
12	実施方針	5	I	2	(2)	ア	(イ)	事業者が実施する業務	駐車場の整備など外構工事（現庁舎等の解体撤去工事範囲外）は、「・新庁舎の建設及び関連業務」に含まれると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
13	実施方針	5	I	2	(2)	ア	(イ)	新庁舎の建設業務	新庁舎の建設業務に移転支援業務がありますが、要求水準書（案）では移転計画作成支援業務となっております。業務名称としてはどちらが正しいのでしょうか。	移転支援業務が正です。業務要求水準書（案）を修正します。
14	実施方針	5	I	2	(2)	ア	(エ)	事業者が実施する業務	現庁舎等の解体撤去工事範囲の外構工事（駐車場整備など）は、「・解体工事及び関連業務」に含まれると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
15	実施方針	5	I	2	(2)	ア	(イ)	移転支援業務	移転支援業務は、要求水準書（案）によれば、移転関係者との調整を含む移転計画（移転工程、作業工程、移転方法及び実施体制等）の作成など、青森県様が実施する引越し業務の主たる業務であり、当然ながら、引越し業務とは密接不可分の業務と考えられますところ、事業者側の業務範囲から除外し、引越し業務に含めて貴県が包括的に実施下さいますようご検討願えませんでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
16	実施方針	6	I	2	(2)	ア	(オ)	維持管理業務	什器・備品の維持管理業務（修繕・更新）は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	6	I	2	(2)	イ		県が実施する庁舎事務	県が実施する業務に(エ)庁舎事務とありますが、業務内容と従事者数をご教示ください	庁舎に関わる事務全般を意図しています。
18	実施方針	6	I	2	(2)	イ	(イ)	県が実施する業務	集約対象施設から新庁舎への引越業務は、実施方針等説明会資料の中では、事業者の対象業務とされておりますが、実施方針では県が実施する業務とされてます。実施方針の記載を優先すると理解してよろしいでしょうか。  本事後の中で「移転」と「引越し」で定義の違いがあればご教授ください。	実施方針等説明資料が誤っておりますので、実施方針の記載を優先します。
19	実施方針	6	I	2	(2)	イ	(ウ)	県が実施する業務	福利厚生施設の運営業務は県が実施するとの記載ですが、その運営は co・op 県庁生協が行なうと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	6	I	2	(3)			事業方式 BTO について	庁舎機能を満たす事業方式として、DBO でなく BTO を選定した理由をご教示していただけますか。	定性面、定量面の双方において、BTO の方が優れていると判断したためです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
21	実施方針	6	I	2	(3)			事業方式	これまでDBO方式も検討されてきたと思いますが、この度、様々なご検討をされた中でPFI方式・BTO方式を採用した理由とメリットについてご教示ください。	特定事業選定後、資料を公表しますので当該資料を確認ください。
22	実施方針	7	I	2	(4)			事業スケジュール	貴県が行う引越し業務は、新庁舎の引渡し後から供用開始日までの令和9年4月1日～令和9年5月31日の期間で実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	7	I	2	(4)			事業スケジュールについて	事業期間が令和9年3月31日引き渡しとあり、新庁舎の維持管理・運營業務が令和24年3月31日まで15年あります。物価上昇考慮すると事業費の高騰が予想され、対応できない事態が考えられます。物価スライド制の導入、補正予算の検討等、県として対応策は示していただけると考えて宜しいですか。	物価変動に関するリスク分担の詳細については、入札説明書等として公表される事業契約書(案)の関連規定のとおりとなります。
24	実施方針	7	I	2	(4)			事業スケジュール	新庁舎引渡しから新庁舎の供用開始日までの間で、引越し作業で発生した事業者に関わらない破損・汚損・不具合のリスクは県のリスクとなる理解でしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は入札説明書等として公表される事業契約書(案)の関連規定のとおりとなります。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
25	実施方針	7	I	2	(4)			事業スケジュール	『現庁舎等の解体撤去業務 - ～令和10年3月31日(ただし、解体工事の着手は、新庁舎の供用開始日以降とすること。)]とありますが、敷地面積内の駐車場・車路部分に新庁舎を建設する、という理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。 また、建設期間中に駐車場台数が減少するものの、減少台数については県側にて確保されるとの理解ですが、念のため確認させて下さい。	新庁舎の位置については、実施方針等説明会資料P.7を参照ください。 後段は、ご理解のとおりです。
26	実施方針	7	I	2	(4)			事業スケジュール	現庁舎の解体撤去業務の完了日が実施方針では令和10年3月31日となっておりますが、要求水準書では令和10年1月31日となっております。どちらが正しいのでしょうか。	実施方針が正です。業務要求水準書(案)を修正します。
27	実施方針	7			(4)			事業スケジュール	現庁舎等の解体撤去業務の着手は、新庁舎の供用開始日以降または引越完了後、直ちに着手してもよろしいでしょうか。期間を開けて着手する場合は、何ヶ月間想定すればよろしいでしょうか。	現庁舎等の解体撤去業務は、新庁舎の引越完了後、直ちに着手して支障ありません。
28	実施方針	7	I	2	(5)			民間収益事業について	民間収益事業についての記載事項がありません。 そのような提案は不要・評価対象外でしょうか。	入札説明書等をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
29	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価	事業契約においてあらかじめ定める額とし、一時支払金により県が事業者を支払うとの記載ですが、割賦払いはないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価	施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価は「一時支払金」により支払う旨の記載がありますが、割賦支払は発生しないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去に係る対価	一時支払金により支払うとありますが、これは対価の全額を一括で支払われるということでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
32	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去に係る対価	一時支払金の支払い時期は、「新庁舎の設計業務」「新庁舎の建設業務」「新庁舎の工事監理業務」「現庁舎等の解体撤去業務」の各業務完了時に支払われると考えてよろしいのでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
33	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価	一時支払金は、各年度ごとの支払いを想定されておりますでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。



No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
34	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価	施設整備業務に係る対価には、施設整備期間中に発生する①SPC 設立にかかる費用（司法書士費用及び登記費用等）、②資金調達にかかる費用（アレンジメントフィー及びエージェントフィー、弁護士費用（銀行側）、及び③SPC 諸経費（SPC 管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）が含まれるという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
35	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価	「施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価について～一時支払金により県が事業者を支払う」とありますが、全て一時支払金により支払われ、割賦による支払いは無いという理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者側による資金調達範囲（対象）をどのようにお考えでしょうか。	割賦による支払いは想定していません。事業者側による資金調達範囲は、入札参加者の提案によります。
36	実施方針	7	I	2	(5)	ア		施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価	施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務に係る対価は、「一時支払金」により支払われるとのことですが、全額一時支払金によるもので、割賦払いは無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
37	実施方針	7	I	2	(5)	イ		本事業における事業者の収入で維持管理・運営にかかる収入	民活提案として、事業者側で要求水準を満たした上で、独自に新庁舎機能に支障がなく、かつ施設要求規模範囲内で収入が見込める提案ができると考えて宜しいですか。	入札説明書等をご確認ください。
38	実施方針	7	I	2	(5)	イ		維持管理業務及び運営業務に係る対価	維持管理業務及び運営業務に係る光熱水費に相当する対価について、事業者の提案金額を基に事業契約においてあらかじめ定める額を支払うという予定はございませんか。	県が事業者に対し、光熱水費相当の事業費を支払う予定はありません。
39	実施方針	7	I	2	(5)	イ		維持管理業務及び運営業務に係る対価	対価は事業契約時においてあらかじめ定める額とし、業務期間にわたり県が事業者を支払うとありますが、維持管理事業総額を月数で割った一律の月額支払いという認識で宜しいでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
40	実施方針	7	I	2	(5)	イ		維持管理業務及び運営業務に係る対価	<p>修繕業務の対価は維持管理業務としてあらかじめ定める額であること、修繕費リスクはすべて事業者負担となっていること、修繕業務には設備更新まで含まれること、さらに当該施設の使用状態については事業者はアウトオブコントロールであるため、事業者負担が過度と考えられます。</p> <p>設備更新を含む修繕計画は事業期間で予測して計画しますが 15 年と長期になるので実際とは必ず乖離が生じます。設備更新時期も築後 15 年前後で、PFI 事業の終了時期と重なるので実施可否判断はその時点で行うことが合理的です。事業期間の修繕計画は当然作成しますが、毎年劣化状況を把握したうえで翌年度の修繕計画を作成し実施することで事業者負担を適正化し、結果的に修繕費を抑制することが可能と考えます。</p> <p>出来ることなら、毎年の修繕と設備更新は光熱水費同様に「出来高払い」とすることが好ましいと考えます。</p>	出来高払いとする考えはありません。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
41	実施方針	11	II	1	(2)			選定の方式	『WTO 政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)の対象』とありますが、地元企業優遇などを意図していない、ということでしょうか。あるいは、青森県内企業、八戸市内企業を加えた企業体を組成し提案をした場合、評価点に加点されるのでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
42	実施方針	12	II	2	(1)			募集スケジュール	入札説明書等に関する質問及び意見の提出の前に、解体撤去施設及び維持管理を行う残置施設の事前調査を行っていただくことを希望します。	県が事前調査を行う予定はありません。
43	実施方針	12	II	2	(1)			募集スケジュール	「個別対話の実施」が令和5年7月頃、「入札書及び提案審査書類の受付」が令和9月頃となっておりますが、スケジュールがタイトなため、個別対話での内容を提案に反映させることが難しくなってまいります。個別対話は参加資格確認後、迅速に行って頂きますよう、お願いいたします。	ご意見の一つとして参考とさせていただきます。
44	実施方針	12	II	2	(1)			事業スケジュール	敷地見学調査、現況建物の見学調査の機会を頂けないでしょうか。	実施方針Ⅷ. 5. 問い合わせ先に連絡の上、職員の執務に支障のない範囲の調査は実施可能です。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
45	実施方針	12	Ⅱ	2	(1)			募集スケジュール	入札書及び提案審査書類の受付時期について、令和5年(2023年)9月の上旬・中旬・下旬いずれの予定であるかご教示ください。	入札説明書等においてお示しします。
46	実施方針	14	Ⅱ	2	(3)	カ		プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション及びヒアリングの実施要領(日時、対面/オンライン、持ち時間、出席可能な人数、使用可能な資料・機材、模型・動画の使用可否等)については入札公告時にご提示いただくという理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングの実施要領は、提案審査書類を提出する入札参加者数によるため、提案審査書類の締め切り後において明らかにします。
47	実施方針	14	Ⅱ	2	(3)	キ		落札者を選定しない場合	入札参加が1グループでも、本事業の目的を達成することが出来ると判断された場合は落札者を選定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針	14	Ⅱ	2	(3)	キ		落札者を選定しない場合	入札書及び提案審査書類を提出した者が1者であっても、落札者の選定は行われるものと考えて宜しいでしょうか。	Ⅱ.2.(3)キ、ク等に該当する場合は、落札者の選定が行われない場合もあります。
49	実施方針	14	Ⅱ	2	(3)	ク		入札手続きの中止等	「…競争性が確保できないと認められる場合には、…選定を取り消すことがある。」とありますが、1グループのみの入札参加の場合も入札手続きの中止等に該当するのでしょうか。	該当する可能性があります。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
50	実施方針	14	II	2	(4)	イ		SPC の設立	SPC を青森県内に設立しなければならないと記載がございますが、SPC の所在地を当該施設の事業者事務室にすることは可能でしょうか。	可能です。
51	実施方針	14	II	2	(4)	イ		SPC の設立等	SPC の登記上の本店住所を新庁舎とすることは可能でしょうか。	可能です。
52	実施方針	15	II	3	(1)	①		入札参加者の構成	入札参加者は「II. 3. (3)ア～カの企業」となっていますが、SPC 運営管理等業務をおこなう企業も入札参加者として認めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
53	実施方針	15	II	3	(1)			入札参加者の構成	入札参加者の担当業務（II. 3. (3)ア～カの企業）の中で、「構成企業・協力企業としての参加が必要」など、担当業務と参加形態に制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	入札参加者は、II. 3. (3)ア～カの企業によって構成される必要があり、これら以外の企業は入札参加者として認められません。
54	実施方針	15	II	3	(1)	⑤		入札参加者の参加資格要件	構成企業又は協力企業が資格要件を欠くか否かを問わず、やむを得ない事情が生じた場合、貴県に変更を認めていただければ、参加表明書提出以降の構成企業又協力企業の変更が可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、やむを得ない事情にあたるか否かは県が判断します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
55	実施方針	15	Ⅱ	3	(1)	⑤		入札参加者の参加資格要件	構成企業又は協力企業がⅡ. 3. (1)から(3)までの参加資格要件を満たさなくなった場合は、やむを得ない事情にあたるとの理解でよろしいでしょうか。	やむを得ない事情にあたるか否かは県が判断します。
56	実施方針	15	Ⅱ	3	(1)	⑥		入札参加者の参加資格要件	協力企業についても他の入札参加者となることができなくなった場合、複数チームの入札参加が難しくなると想定しますので、構成企業までの条件とし、協力企業は他の入札参加者になることを可能とした方が良いと考えます。	原文のとおりとします。
57	実施方針	15	Ⅱ	3	(1)	⑥		入札参加者の構成	入札参加者は同時に他の入札参加者となることはできないこととなっていますが、下請けや再委託などとして他グループへの参画は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ではありますが、県としては、適正な競争環境が構築されていることを望みます。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
58	実施方針	15	II	3	(2)	⑤		入札参加者に共通の参加資格	資格要件について、15 頁 3. (2)⑤に「参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に～指名停止を受けていない者であること。」と記載されておりますので、万一、落札後に貴県より指名停止の措置を受けた場合であっても、その理由が本事業に関するもの（公募手続きに関するものなど）でなければ、貴県と事業者との契約には影響が及ばないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。落札後、直ちに基本協定を締結する予定であり、当該協定締結後は、当該協定に基づく義務を負担いただくこととなります。
59	実施方針	15	II	3	(2)	⑤		入札参加者に共通の参加資格	「落札者の決定の日」とは、事業スケジュールの令和5年 11 月頃の落札者の決定の通知日のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	15	II	3	(3)			入札参加の業務別の資格要件	SPC 運営管理等業務のみを行う企業が入札参加する場合は、参加資格要件はございませんでしょうか。	入札参加者は、II. 3. (3)ア～カの企業によって構成される必要があり、これら以外の企業は入札参加者として認められません。
61	実施方針	16	II	3	(3)			入札参加者の業務別の資格要件	SPC 運営管理等業務を行う者の資格要件をご教示ください。	SPC 運営管理等業務を行う者は入札参加者には含まれないため、資格要件もありません。
62	実施方針	17	II	3	(3)			参加資格要件	入札公告時に公表される評価基準において、地元企業が過度に優遇されることの内容、公平な指標の設定としていただきますようお願いいたします。	ご意見の一つとして参考とさせていただきます。



No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
63	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	ア			業務実績について、設計事務所としての実績のみならず、実際に設計業務を担当する技術者も同様の実績が必要でしょうか。	企業としての実績のみ求めており、個人としての実績は求めていません。
64	実施方針	16	Ⅱ	1	(3)	ア	③	新庁舎の設計業務を行う者	延床面積 4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の実績が求められていますが、県内の多くの企業がこの参加資格を満たすのは難しいと考えます。県内企業が参加しやすく競争の原理が働く事業となるために延床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上の公共建築に緩和していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
65	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	ア	③		消防本部兼消防署は庁舎又は事務所に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	ア	③		民間の事務所ビルも実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	ア	③	新庁舎の設計業務を行う者	「元請として受託かつ履行完了した実績を有する事」とありますが、元請がJV企業体の場合、当該JVにおけるスポンサー企業でないと参加資格を有しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
68	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	ア	③	新庁舎の設計業務を行う者	「延床面積 4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の建設工事」とありますが、当該建設工事については新築工事による完了実績との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	イ		什器備品の調達支援業務及び移転支援業務の参加資格要件	新庁舎の建設業務のうち、什器備品の調達支援業務と移転支援業務を建設企業とは別の企業に委託する場合、それらの企業は入札参加者に共通の資格を満たしていればSPCから業務を直接受託することが可能であり、新庁舎の建設業務を行う者に求められている要件を満たしている必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	新庁舎の建設業務については、SPCからの分割発注を想定していません。
70	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	イ		新庁舎の建設業務を行う者	新庁舎の建設業務において、発注方法（甲型JV、乙型JV、区分発注など）に制限などがあれば教えてください。	工事目的物である新庁舎は一体不可分のものとして引き渡しを受ける想定であるため、区分発注は想定していません。JV組成については、制限はありません。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
71	実施方針	17	II	3	(3)	イ	③	新庁舎の建設業務を行う者	延床面積 4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の実績が求められていますが、県内の多くの企業がこの参加資格を満たすのは難しいと考える。県内企業が参加しやすく競争の原理が働く事業となるために延床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上の公共建築に緩和していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
72	実施方針	17	II	3	(3)	イ	③	新庁舎の建設業務を行う者	「元請として受託かつ履行完了した実績を有する事」とありますが、元請がJV企業体の場合、当該JVにおけるスポンサー企業でないと参加資格を有しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	実施方針	17	II	3	(3)	イ	③	新庁舎の建設業務を行う者	「延床面積4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の建設工事」とありますが、当該建設工事については新築工事による完了実績との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	実施方針	17	II	3	(3)	イ	③	事業者の募集及び選定に関する事項	青森県内で延床面積が4,000 m <sup>2</sup> を超える施設が少ないこと踏まえ、延床面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎や事務所の建設工事を元請という要件に緩和されないでしょうか。	原文のとおりとします。
75	実施方針	17	II	3	(3)	イ	③	新庁舎の建設業務を行う者	③の工事実績は民間工事も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
76	実施方針	17	II	3	(3)	ウ			業務実績について、設計事務所としての実績のみならず、実際に工事監理業務を担当する技術者も同様の実績が必要でしょうか。	企業としての実績のみ求めており、個人としての実績は求めていません。
77	実施方針	17	II	3	(3)	ウ	③	新庁舎の工事監理業務を行う者	延床面積 4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の実績が求められていますが、県内の多くの企業がこの参加資格を満たすのは難しいと考えます。県内企業が参加しやすく競争の原理が働く事業となるために延床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上の公共建築に緩和していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
78	実施方針	17	II	3	(3)	ウ	③	新庁舎の工事監理業務を行う者	「元請として受託かつ履行完了した実績を有する事」とありますが、元請がJV企業体の場合、当該JVにおけるスポンサー企業でないと参加資格を有しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針	17	II	3	(3)	ウ	③	新庁舎の工事監理業務を行う者	「延床面積4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の建設工事」とありますが、当該建設工事については新築工事による完了実績との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
80	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	ウ	③	事業者の募集及び選定に関する事項	青森県内で延床面積が4,000㎡を超える施設が少ないこと踏まえ、延床面積が2,000㎡以上の庁舎や事務所の工事監理を元請という要件に緩和されないでしょうか。	原文のとおりとします。
81	実施方針	17	Ⅱ	3		エ		現庁舎等の解体撤去業務のうち解体工事及び関連業務を行う者	現庁舎等の解体撤去業務に解体設計及び関連業務が含まれますが、当該業務を行う物の参加資格要件が定められていません。解体工事及び関連業務を行う者に準じるとの理解で宜しいでしょうか。	解体設計及び関連業務を行う者は、入札参加者に含まれません。そのため参加資格も設定していません。
82	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	エ		現庁舎等の解体撤去業務のうち解体工事及び関連業務を行う者	現庁舎等の解体撤去業務等において、発注方法（甲型JV、乙型JV、区分発注など）に制限などがあれば教えてください。	関連する規定を修正するので、修正後のものをご確認ください。なお、工事目的物は一体不可分と考えます。
83	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	エ	③	現庁舎等の解体撤去業務のうち解体工事及び関連業務を行う者	延床面積4,000㎡以上の庁舎又は事務所の実績が求められていますが、県内の多くの企業がこの参加資格を満たすのは難しいと考えます。県内企業が参加しやすく競争の原理が働く事業となるために延床面積2,000㎡以上の公共建築に緩和していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
84	実施方針	17	II	3	(3)	エ	③	新庁舎の解体工事及び関連業務を行う者	「元請として受託かつ履行完了した実績を有する事」とありますが、元請がJV企業体の場合、当該JVにおけるスポンサー企業でないと参加資格を有しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	実施方針	17	II	3	(3)	エ	③	事業者の募集及び選定に関する事項	青森県内で延床面積が4,000㎡を超える施設が少ないこと踏まえ、延床面積が2,000㎡以上の庁舎や事務所の解体撤去を元請という要件に緩和されないでしょうか。	原文のとおりとします。
86	実施方針	17	II	3	(3)	エ	③	現庁舎等の解体撤去業務のうち解体工事及び関連業務を行う者	③の工事实績は民間工事も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	実施方針	18	II	3	(3)	オ		入札参加者の業務別の資格要件維持管理業務を行う者	複数企業で行う場合とJVで行う場合の違いをご教示ください。	JVを組成しないで複数企業で業務を実施するケースが「複数企業で行う場合」に該当します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
88	実施方針	18	Ⅱ	3	(3)	オ	②	入札参加者の業務別の資格要件維持管理業務を行う者	本業務で行う業務に該当する業務とは P.6 (オ) 維持管理業務の建築保守管理業務～修繕業務までを1つの案件で総合的に受託しているとの認識でよろしいでしょうか？	本事業において、建築保守管理業務～修繕業務を実施する場合、建築保守管理業務～修繕業務の実績が必要となります。ただし、1つの案件ですべてを実施した実績である必要はなく、複数案件での実績を通じて建築保守管理業務～修繕業務の実績を網羅できれば支障ありません。
89	実施方針	18	Ⅱ	3	(3)	オ	②	入札参加者の業務別の資格要件維持管理業務を行う者	延床面積 4,000 m <sup>2</sup> 以上とは、複合用途の建物の場合は、庁舎または事務所の用途に相当する床面積の合計が 4,000 m <sup>2</sup> 以上と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
90	実施方針	18	Ⅱ	3	(3)	オ	②	事業者の募集及び選定に関する事項	青森県内で延床面積が 4,000 m <sup>2</sup> を超える施設が少ないこと踏まえ、延床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎や事務所の維持管理業務という要件に緩和されないでしょうか。	実績は県内のものに限りません。
91	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	オ	③	維持管理業務を行う者	延床面積 4,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎又は事務所の実績が求められていますが、県内の多くの企業がこの参加資格を満たすのは難しいと考えます。県内企業が参加しやすく競争の原理が働く事業となるために延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の公共建築に緩和していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
92	実施方針	18	II	3	(3)	カ	②	運營業務を行う者	「本業務で行う業務に該当する業務を継続して1年以上受託した実績を有すること」とございますが、本業務で行う業務の「受付・案内業務、電話交換業務」の実績要件は該当する企業が限定され则认为します。それほど専門的な業務ではないため、資格要件から削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
93	実施方針	18	II	3	(3)	カ	②	入札参加者の業務別の資格要件 運營業務を行う者	運營業務のうち、受付・案内業務は維持管理業務に含まれることが多く、別途業務契約を締結することがありません。その場合の受託実績は維持管理業務契約の仕様書等でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
94	実施方針	18	II	3	(4)			参加資格確認基準日	「落札者の決定の日」とは、事業スケジュールの令和5年11月頃の落札者の決定の通知日のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	実施方針	20	III	3	(1)			基本的な考え方	『モニタリング計画』は、入札条件の一つとして、入札説明書等の一つとして提示されるという想定で宜しいでしょうか。 提示されない場合、事業者側に追加で費用が掛からないような内容となっているとの理解ですが、念のため確認させていただきます。	入札説明書等の1つとして公表する予定です。



No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
96	実施方針	21	IV	1				敷地条件	事業敷地について留意すべき地歴があればお示し下さい。	留意すべき地歴はありません。
97	実施方針	24	VI	1	(3)			その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力などの事由により事業継続が困難となった場合で、事業の継続が困難と貴県が判断し、事業契約を解除することとなった場合には、事業者が被った損害について賠償していただくと理解して宜しいでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
98	実施方針	24	VI	2				県と金融機関等との協議	資金調達の内容がありますが、県が業務概要(ア)～(キ)のために用意する予算は、今回引き渡し時期、所有権移転の時期で用意する考え方であり、先行する資金計画は原則全て民間の資金調達計画で賄う方針ですか。	入札説明書等をご確認ください。
99	実施方針	24	VI	2				県と金融機関等との協議	県は、BTOとして補助事業の確保をどのようにお考えですか。	補助事業の定義が不明ですので、回答を差し控えます。なお、財源としての補助事業であれば、現時点では、緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債の活用を考えています。
100	実施方針	26	VIII	1	(1)			債務負担行為	入札公告時に予定価格または債務負担行為の額は公表されるのでしょうか。	予定価格を公表する予定です。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
101	実施方針	27	別紙					リスク分担表 共通 法令変更	本事業に関連する法令変更リスクについては、直接関連するものか否かを問わず、事業者が入札時に予期できない法令変更についてのリスクは貴県にご負担いただきたくお願い致します。	原文のとおりとします。
102	実施方針	27						別紙資料 リスク分担表 共通 法令変更	事業に直接関連する法令（税制度を除く。）の新設又は変更に関するものは県のリスクとされておりますが、その法令は実施方針P.7ア法令に記載されている法令も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
103	実施方針	27						別紙資料 リス ク分担表 契約 締結	リスク分担について、「契約締結における事業者の帰責事由による事業契約締結の遅延又は中止」は事業者負担となっておりますが、その場合の違約金等のお考えは具体的にございますか。	入札説明書等をご確認ください。
104	実施方針	27						別紙資料 リス ク分担表 法令 変更	リスク分担について、「直接関連する法令」の例示と、関連しない法令の例示をお願いします。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
105	実施方針	27						別紙資料 リス ク分担表 許認可等リスク	「許認可等」に関して、県、事業者側双方の責めに依らない場合は、相応のリスク分担をご検討願えませんか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
106	実施方針	27						別紙資料 リスク分担表 契約締結	『契約締結 - 上記以外の事業契約締結の遅延又は中止』とありますが、具体的にどのようなものを想定でしょうか。	例えば、不可抗力事由による事業契約締結の遅延又は中止等がこれに当たります。
107	実施方針	27						別紙資料 リスク分担表 政治関連リスク	「政治関連」に関して、議会は県、事業者双方にとってコントロール不可能であり、それぞれの帰責に応じたリスク負担という考え方は馴染まず、また、PFI 事業としても一般的ではありません。したがって、帰責性に依らず、県、事業者側の双方が当該リスクを負担するという内容にご検討願えませんか。	原文のとおりとします。
108	実施方針	27						別紙資料 リスク分担表 政治関連	『政治関連 - 議会承認に関するもの - 事業者の事由によるもの』とありますが、事業者側が議会説明を行うことは無いとの理解です。具体的にどのようなものを想定でしょうか。	例えば、事業者が、基本協定書（案）において県が事業契約を締結しないことができる」とされている事由に該当したことによって、議会において不承認となった場合等が考えられます。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
109	実施方針	27						リスク分担表の「契約締結」	県の帰責事由による事業契約締結の遅延又は中止は県の負担、事業者の帰責事由による事業契約締結の遅延又は中止は事業者の負担は理解できませんが、それ以外の事業契約締結の遅延又は中止は県と事業者お互いが費用負担することになっています。具体的にはどのような事象が考えられますでしょうか。	例えば不可抗力に該当する場合があります。
110	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 不可抗力	不可抗力には発生時のコロナウイルス感染症のような予見できないものを含むとの認識でよろしいでしょうか？	入札説明書等をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
111	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 共通 不可効力	『通常予見不可能なものまたは予見できても損害発生の防止手段を合理的に期待できないもの』とは具体的にどのような事象を想定されておりますでしょうか。  放火や犯罪行為による施設破損なども、予見できても損害発生の防止手段を合理的に期待できないものに含まれているとの理解でよろしいでしょうか。  本気で行われる犯罪行為に対し、どのような対処をしていたとしても、完全に防ぎきる事は難しいと考えております。	犯罪行為による施設破損も、当該行為の態様や防止の可能性等諸般の事情から個別具体的に判断して、「通常予見不可能なもの又は予見できてもその損害発生の防止手段を合理的に期待できないもの」に該当する場合があります。詳細は、入札説明書等として公表される予定の事業契約書（案）をご確認下さい。
112	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 不可抗力	リスク分担について、「戦争、内乱及び軍事紛争、台風、風水害、地震及びその他自然災害、並びに第三者の行為等の自然的又は人為的な事象のうち、通常予見不可能なもの又は予見できてもその損害発生の防止手段を合理的に期待できないもの」で、「リスクが顕在化した場合に、主たる負担者に比べて限定的にリスクを負担する」とありますが、事業者が分担すべき限定的なリスクの内容を明示いただけますでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書（案）をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
113	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 不可抗力	「不可抗力」の「通常予見不可能なもの」には新型コロナウイルス等の感染症も含むと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
114	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 不可抗力	リスク分担について、事業者が負担すべきリスクの内容を明示いただけますでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
115	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 金利変動	今回、施設整備業務及び現庁舎等の解体撤去業務は一時支払金となるため、割賦はなく基準金利の定めはないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 物価変動	物価変動リスクは通常 PFI 事業等では、 ・単品スライド：工事材料の価格変動（着工時と比較し1%以上）により工事費が不相当となった場合、適用。 ・インフレスライド：インフレーション又はデフレーションを生じ工事費が著しく不相当となった場合等、適用。 という具体的な文言が入りますが、今回はいかがでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
117	実施方針	28						リスク分担表の「物価変動」	インフレ・デフレ等物価変動に関するものは県と事業者お互いが負担することとなっています。脚注に「一定の範囲内の物価変動」については事業者負担とありますが、一定の範囲内とは具体的にご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
118	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表	物価変動リスクにつき、「一定の範囲内の物価変動に関しては事業者が負担し、当該範囲を超える物価変動が生じた場合の当該超過部分に関しては県が負担する」となっておりますが、「一定の範囲」をご教示ください。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
119	実施方針	28						別紙資料 リスク分担表 計画・設計段階 事業敷地の瑕疵	(下段)『上記以外の事業敷地の瑕疵(土壌汚染、地質障害、地中障害物、埋蔵文化財等を含む。)に関するもの』は事業者リスクとされているが、()内に記載事項は上段に記載されているため、削除をお願いしたい。	原文のとおりとします。
120	実施方針	29	別紙					リスク分担表 解体工事・建設 工事段階 工事 部分使用	現時点で部分使用を想定されているのでしょうか。確定していなくても、何か検討中の事項があれば情報を開示していただきたくお願い致します。	現時点においては建設中における部分使用は想定していません。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
121	実施方針	29						別紙資料 リスク分担表 事業敷地の維持保全	『事業敷地の維持保全 - 施設整備期間中の事業敷地の維持保全に関するもの』が事業者に○が付いています。工事対象(解体 or 新庁舎)の敷地内に関するもののみが該当するとの理解ですが(例：新庁舎建設時は解体対象施設の事業敷地の維持保全は対象外)、念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。事業者は、本事業の遂行のために県から明渡しを受けた事業用地（事業用地の一部を含む。）について維持保全を行い、当該明渡し前に維持保全を行う義務を負いません。
122	実施方針	29	別紙					リスク分担表 解体工事・建設工事段階 工事 事業敷地の維持保全	「事業敷地」については、事業対象地のうち、そのとき施設設置工事を実施している部分と考えて宜しいでしょうか。例えば、新庁舎の建設工事期間中において、仮囲いを設置し建設工事を実施しているエリアについては事業者が管理するが、既存庁舎エリアについては貴県にて管理すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者は、本事業の遂行のために県から明渡しを受けた事業用地（事業用地の一部を含む。）について維持保全を行い、当該明渡し前に維持保全を行う義務を負いません
123	実施方針	29						別紙資料 リスク分担表 維持管理費増大	県の事由、用途変更等以外は事業者リスクとなっていますが、具体的にどのような事由を想定しておられるがご教示ください。	例えば要求水準を満たすために必要となる点検を事業費の積算上失念していたために維持管理費用が増大した場合などが該当します。



No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
124	実施方針	29						別紙資料 リスク分担表 維持管理・運営 段階 維持管理 維持管理費用増 大	法定変更による維持管理費用の増大は、法令変更リスクに含まれており、維持管理費用増大も含んでいるとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更により維持管理費用が増大した場合は、法令変更に係るリスク分担に従います。
125	実施方針	29						別紙資料 リスク分担表 維持管理・運営 段階 維持管理 維持管理費用増 大	法令変更により、法定点検項目や調査項目が追加された場合、追加された項目分の費用増は認められるという理解でよろしいでしょうか。	法令変更により維持管理費用が増大した場合は、法令変更に係るリスク分担に従います。
126	実施方針	29						光熱水費変動	光熱水費は県の負担としてサービス対価に含まれ、光熱水費変動についても県の負担との理解でよろしいでしょうか。	光熱水費はサービス対価に含まれておらず、県負担となります。
127	実施方針	29						別紙資料 リス ク分担表 光熱水費変動リス ク	要求水準書（案）によれば、光熱水費は青森県様のご負担であり、したがって、光熱水費変動リスクも全て貴県にご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
128	実施方針	29						別紙資料 リスク分担表 維持管理・運営 段階 維持管理 施設損傷	県の業務範囲である引越し業務で発生した施設損傷は県のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	県の帰責事由による施設損傷に当たる場合は、県がリスクを負担します。
129	実施方針	29						別紙資料 リスク 分担表 施設損傷リスク	「施設損傷」に関して、本施設の火災保険は青森県様が付保されるという理解で宜しいでしょうか。	火災共済には県が加入します。
130	実施方針	30						別紙資料 リスク 分担表 修繕	経年劣化による修繕費はすべて事業者リスクとなっていますが、当初想定から増減があっても精算しないということでしょうか。また、この修繕費には設備更新は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	一定の範囲を超える物価変動が生じた場合等を除き、修繕費の清算・改定は行いません。また修繕費とは、修繕業務に要する費用を意図しているとの理解ですが、修繕業務の範囲は、業務要求水準書（案）IX. 9. をご参照ください。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
131	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 修繕	<p>修繕業務の対価は維持管理業務としてあらかじめ定める額であること、修繕費リスクはすべて事業者負担となっていること、修繕業務には設備更新まで含まれること、さらに当該施設の使用状態については事業者はアウトオブコントロールであるため、事業者負担が過度と考えられます。</p> <p>設備更新を含む修繕計画は事業期間で予測して計画しますが 15 年と長期になるので実際とは必ず乖離が生じます。設備更新時期も築後 15 年前後で、PFI 事業の終了時期と重なるので実施可否判断はその時点で行うことが合理的です。事業期間の修繕計画は当然作成しますが、毎年劣化状況を把握したうえで翌年度の修繕計画を作成し実施することで事業者負担を適正化し、結果的に修繕費を抑制することが可能と考えます。</p> <p>出来ることなら、毎年の修繕と設備更新は光熱水費同様に「出来高払い」とすることが好ましいと考えます。</p>	出来高払いとする考えはありません。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
132	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 修繕リスク	「修繕」に関して、経年劣化により要求水準未達となった場合に事業者側に修繕義務が生じるという理解で宜しいでしょうか。	修繕業務に係る要求水準については、業務要求水準書（案）をご確認ください。
133	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 事業終了段階 移管 施設の性能確保	要求水準の保持は経年による色落ち、汚れ等は含まない、あくまでも正常な施設の性能確保と考えてよろしいでしょうか。	事業期間終了時には全て要求水準を充足した状態で県へ引き継ぐことが必要ですが、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する想定です。詳細については業務要求水準書（案）をご確認ください。
134	実施方針	30	別紙					リスク分担表 共通 物価変動	「一定の範囲内の物価変動に関しては事業者が負担し」とありますが、貴県と事業者の責任分担の程度等について想定をご教示下さい。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書（案）をご確認ください。
135	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 注釈	※3：一定の範囲内の物価変動に関しては事業者が負担しとの記載がありますが、具体的な数値（変動%）を示していただくことは可能でしょうか？	入札説明書等として公表される予定の事業契約書（案）をご確認ください。
136	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 物価変動	「一定の範囲内の物価変動」は事業者の負担とありますが、物価スライドの起点は、提案書提出時点の物価としていただきますようお願いいたします。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書（案）をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
137	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 物価変動	「一定の範囲内の物価変動」の具体条件について、4月予定の入札公告時に公表いただきますようお願いいたします。	貴見のとおりとします。
138	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表 物価変動	「物価変動」「※3」について、「一定の範囲内の物価変動に関しては事業者が負担し」とありますが、その範囲については入札説明書に明記いただけると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等として公表される予定の事業契約書(案)をご確認ください。
139	実施方針	30						別紙資料 リスク分担表	「※3：一定の範囲内の物価変動に関しては事業者が負担し、当該範囲を超える物価変動が生じた場合の当該超過部分に関しては県が負担する」とありますが、一定の範囲内、当該範囲などについては入札説明書等の配布時に具体的に数値等で明示されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	業務要求水準書(案)	2	I	2	(5)			事業スケジュール	現庁舎等の解体撤去業務の終了が「令和10年1月31日」とありますが、実施方針P.5のI.2.(4)及び実施方針等説明会資料P.6では「令和10年3月31日」となっております。どちらを正とすべきかご教示ください。	実施方針が正です。業務要求水準書(案)を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
141	業務要求水準書(案)	3	I	2	(8)			県が実施する業務ア～エは、本事業とはせず、県が実施する	ア～エ業務以外の運営業務として、地域貢献、地域の活性化を目指して、官民連携できる事がある程度公募段階で自由に提案しても宜しいですか。	入札説明書等をご確認ください。
142	業務要求水準書(案)	7	II	1				敷地条件	事業敷地内の北東角に、歩道橋のスロープがありますが、この歩道橋・スロープは存置して本事業では触らないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	業務要求水準書(案)	7	II	1				日影規制	実施方針等で検討された地盤高さを教えてください。	別紙II-2 敷地・周辺現状測量図をご確認ください。
144	業務要求水準書(案)	8	II	2	(2)			新庁舎の規模	新庁舎の規模は延床面積 9,800 m <sup>2</sup> の98%以上 100%以下とありますが、許容幅が狭く数値内に収めることが非常に困難です。もう少し許容幅を広げて頂きたいです。	原文のとおりとします。
145	業務要求水準書(案)	9	II	2	(3)	イ	②	周辺インフラ整備状況	「給水本管からの引き込み、および公共下水道への接続については選定事業者の提案による。」とありますが、接続する場合の負担金や接続等工事費は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、接続に要する費用は事業者の負担です。
146	業務要求水準書(案)	10	II	2	(3)	ウ	②	周辺インフラ整備状況	「電気の引き込みについては、選定事業者の提案による。」とありますが、接続する場合の負担金や接続等工事費は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、接続に要する費用は事業者の負担です。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
147	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(3)	エ	②	周辺インフラ整備状況	「引き込みについては選定事業者の提案による。」とありますが、接続する場合の通信事業者との契約に係る費用は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、接続に要する費用は事業者の負担です。
148	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(6)			その他	事業敷地内に「暗渠（別紙Ⅱ-5）」以外の地中障害物などがあれば、お示しください。	事業敷地内の既存埋設管図面を参考資料6-1、6-2として示します。
149	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(6)			用水管路（暗渠）	用水管路（暗渠）について、別紙Ⅱ-5暗渠位置図にルート図が示されており、また令和5年中の使用停止予定とありますが、用水管路の現状用途と図面を提示していただくことは可能でしょうか。工事に伴う部分撤去による工事エリア側への管内水の流出の恐れが無いか、工事側からの撤去部への塞ぎ措置などの検討に必要となります。	現状用途は「農業用水路」です。なお、図面はありません。
150	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(6)			その他	当該暗渠以外に、地中埋設物が確認され、新庁舎の建設業務及び解体撤去業務に支障がある場合、撤去の可否について協議させていただくとともに、撤去・残置に係る費用については貴県にご負担いただくという理解で宜しいでしょうか。	暗渠及び参考資料6-1、6-2に示す地中埋設配管等以外についてはご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
151	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(6)			その他	暗渠配管のサイズを教えてください。	現庁舎別館建設時にヒューム管 450φであることを確認しています。
152	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(6)			その他	敷地内の既存埋設インフラをご開示いただけないでしょうか？ 新庁舎計画地内に、現存インフラが埋設している場合、切り回しが必要になると思料します。	参考資料6-1、6-2を参照ください。
153	業務要求水準書（案）	10	Ⅱ	2	(6)			用水管路について	新庁舎配置検討にあたり、事業敷地内の用水管路につて撤去及び閉管等の仮設検討が必要と考えており、既設管について管種・管径等の詳細についてご教示ください。	現庁舎別館建設時にヒューム管 450φであることを確認しています。
154	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1				建築計画の要求水準	「実施方針等説明会資料 P.9(3)防災計画」には、「1階は、ピロティと諸室から構成されること」とございますが、業務要求水準書（案）には、P.17に「1階ピロティ部分には防犯カメラを必須で設置」という記載はあるものの、1階をピロティとすることについて明確な記載がないように思われます。業務要求水準書や「別紙Ⅲ-1_必要諸室及び仕様」等を遵守したうえで事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、業務要求水準書（案）を修正します。



No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
155	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1	(2)	③		配置・ボリューム計画	現庁舎でのプライバシー・騒音対策や現状のクレーム等があれば教えてください。	現時点でクレーム等は把握していません。
156	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1	(3)	ア		新庁舎へのアクセス	車両や歩行者のアクセス動線について、北側の「主要地方道八戸三沢線」の他に、西側・南側の市道からの出入りする計画は可能でしょうか？ 工事期間中・整備後の双方についてご教授ください。	工事期間中・整備後において、西側からの出入りは可能です。
157	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1	(3)	ア	①	来庁者出入口	施設整備業務期間(R6.4～R9.3)において、西側尻内田端1号線からの出入りも想定した計画も必要と考えておりますが、出入りに関する条件等ありましたらご教示ください。	既設のままの利用は可能です。
158	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1	(3)	ア	⑤	新庁舎へのアクセス	駐輪場の必要台数をご教示下さい。	30台程度とします。
159	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1	(3)	イ	②	セキュリティ確保	「各諸室のセキュリティを確保すること」と記載されていますが、各諸室毎のセキュリティレベルは入札説明書等の配布時に具体的に明示されるのでしょうか。	セキュリティが必要な諸室について、地域健康福祉部こども相談総室（児童相談所）の一時保護室は、保護者等の連れ戻しを防止する必要があることから2箇所出入口を設ける必要があります。業務要求水準書（案）を修正しますので、ご確認ください。
160	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	1	(4)	①		平面計画	「各諸室の管理区分」とありますが、必要諸室の管理区分を明示下さい。	各必要諸室の管理区分は、別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様における「所管」のことです。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
161	業務要求水準書（案）	12	Ⅲ	1	(5)	ア	③	一般事項	内装仕上げ材について「各部署の特性に配慮した」とありますが、各部署の特性は入札公告時に明らかになるという理解でよろしいでしょうか。	別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様を修正します。
162	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(6)	①		安全・防犯計画	避難誘導のためのサインを適切に設置することとありますが、サイン全般となりますが、何か国語のサインが必要でしょうか。それとも事業者の提案によるものでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
163	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(7)			防災機能について	災害発生時の県民の避難場所としての利用は想定していますか。	想定していません。
164	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(7)	③		防災計画	緊急車両の仕様、受け入れ台数の想定をご教示下さい。	業務要求水準書（案）別紙Ⅲ-2 駐車場に必要な格納台数をご参照ください。
165	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(7)	⑤		防災計画 津波・ハザードマップなどを踏まえて	「別紙Ⅲ-1」1階となっている諸室以外は全て2階以上に設置することと記載がある。要求水準を満たした上で1階共用スペースなど、有効活用できる1階部分は、民間である程度自由に民活提案することが可能ですか。	民活提案の定義が不明ですので、回答を差し控えます。
166	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(7)	⑦		防災計画	電源車の接続位置について階の指定はありますか。	階の指定はありません。
167	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(7)	⑦		防災計画	「電源車の接続ができること。」とありますが、電源車の仕様、接続方法、供給範囲等の詳細の条件をご教示願います。	入札参加者の提案によるものとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
168	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(7)	⑧		防災計画	別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様で「災害時に機能の維持」の対象諸室に 1 階部の中会議室、入札室、職員組合事務室が該当していますが、水害発生時は浸水による影響を受け、機能維持の対象外と考えてよろしいでしょうか。	1 階の中会議室、入札室、職員組合事務室は、「災害時の機能の維持」の対象外とします。別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様を修正します。
169	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(8)	①		ユニバーサルデザイン	オールジェンダートイレの取り組みについてお考えがあれば教えてください。	入札参加者においてご判断ください。
170	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(9)	①		環境配慮計画 省エネルギーの向上について	省エネルギー評価として ZEB-Ready 以上の認証取得と記載があります。この基準値を満たす条件でインシヤルコストの増額が想定されますが、省エネルギー対策として今回具体提案が設計で求められると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
171	業務要求水準書（案）	13	Ⅲ	1	(9)	②		環境配慮計画	意見 「CASBEE の S ランクを取得でき」とありますが、階高、緑化率等、法的・使い勝手に制約のある今回の敷地では CASBEE S ランクの達成が難しくなる可能性があります。これらの条件を勘案し、CASBEE のランク設定について、再度検討頂けないでしょうか。	CASBEE の A ランクを取得に修正します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
172	業務要求水準書（案）	14	Ⅲ	1	(9)	⑦		環境配慮計画	「～結露防止を図ること。」とありますが、結露対策を講じても、完全に結露を無くすことはできないと感じます。結露がおこりにくい状況にするとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	業務要求水準書（案）	14	Ⅲ	3	(10)	④		維持管理計画	「将来の情報通信技術等への対応が容易なこと」とありますが、ソフトウェアが短期間で陳腐化する可能性が高いものと思料いたします。特に設備機器やシステムに OS (Operating System) が含まれている場合、OS のバージョンアップに伴いシステム全体の更新が必要となる場合も想定されます。このような OS の陳腐化に伴う修繕更新は事業開始段階では予想困難であるため、貴県にご負担いただく理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりとします。
174	業務要求水準書（案）	14	Ⅲ	1	(11)			外構計画	外構の設計、建設の具体的な範囲について公表いただきますようお願いいたします（囲障、門扉、掲示板、旗ポールなどの付帯施設など）。	業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
175	業務要求水準書（案）	14	Ⅲ	1	(11)	ア		敷地境界	門扉は設けず開かれた施設としますが、来庁者以外の車両の無断駐車などの対策は必要でしょうか。また、入口以外の境界についても自由に敷地に入出入り可能とする必要はありますでしょうか。	無断駐車については、現在問題となっておりませんが、問題化した場合、その対策について事業者に協力いただくことを想定しています。 敷地への出入りについては、入札参加者においてご判断ください。
176	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(12)	①		サイン計画	「外国人などすべての人に配慮したユニバーサルなサイン」とありますが、併記する外国語表記は英語と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
177	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(13)			新工法・機器等の提案	「新工法やトップランナー機器採用など官庁営繕関係統一基準等により難しい工法、材料、製品等を採用する場合は当該性能、機能等を満たすことを証明し、県の承諾を得ること」とございますが、要求機能を満たす根拠を示した上で規定と異なる提案を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(13)			その他	官庁営繕関係統一基準等により難しい工法、材料、製品等を採用する場合における当該性能および機能等を満たすことの証明として証票が必要でしょうか。必要な場合、具体的な証票の種類をご教示ください。	試験成績書や性能表・能力計算書等、性能を証明するものを個別対話時に提出ください。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
179	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(13)	①		その他	「当該性能、機能を満たすことを証明し」とありますが、「証明」の為にどのような手続きが必要でしょうか。具体的にお示し下さい。	試験成績書や性能表・能力計算書等、性能を証明するものを個別対話時に提出ください。
180	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(13)	①		その他	官庁営繕関係統一基準等により難い工法、材料、製品等を採用する場合における当該性能および機能等を満たすことを証明する場合で、基本設計に係わるようなご提案をする場合には、その証明は技術提案として行うと理解すればよろしいでしょうか。また、事業者として選定いただいた時点で貴県の承諾を得られたと理解してよろしいでしょうか。	提案書に記載し、試験成績書や性能表・能力計算書等、性能を証明するものを個別対話時に提出ください。
181	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(13)	②		その他	基本的には、維持・運営期間中の掲示板や告示板について記載していただいていると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、維持・運営期間中の掲示の内容は、県が用意します。
182	業務要求水準書（案）	15	Ⅲ	1	(13)	②		その他	掲示場や告知板の設置場所や規模について具体的な想定はあるでしょうか。また、紙媒体だけでなくデジタルサイネージなどの想定もされているでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
183	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	2	(4)			駐車場の計画	駐車場の整備にあたっては、機械駐車場や立体駐車場の採用は可と考えてよろしいでしょうか。	機械式駐車場や自走式駐車場を整備は想定していません。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
184	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	1	(4)	イ	(ア)	駐車場の要求水準	別紙Ⅲ-2 駐車場に必要な格納台数」は、現庁舎等の解体撤去業務完了後の令和10年4月1日以降に満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	1	(4)	イ	(ア)	駐車場の要求水準	新庁舎の運営業務が開始される令和9年4月1日から現庁舎等の解体撤去業務完了の令和10年3月31日までの期間で「駐車場に必要な格納台数」があればご教示ください。	工事期間中の駐車台数は100台程度を想定しています。業務要求水準書（案）を修正します。
186	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	1	(4)	イ	(ア)	駐車場の計画	工事期間中においても、三八県民局地域農林水産部農村整備庁舎の一部を駐車場利用できる認識でよろしいでしょうか。 必要台数整備に向けた配置計画に伴い、現庁舎跡地へ駐車場を設置することは可能でしょうか。その場合、施設整備完了時期から、駐車場整備部分を切り離すことが可能という認識でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は質問の意図を把握しかねるため、回答を差し控えます。
187	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	2	(2)		②	執務部分の計画	機密情報の保護が必要なスペースについては、パーティション等により来庁者からの視線を遮る工夫を行うこととの記載がありますが、機密情報の保護が必要なスペースの定義は県が後日公表して頂けるのでしょうか。	設計業務のレイアウト図作成で検討することとしています。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
188	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	2	(4)	ア		駐車場の基本方針	駐車場の計画において、融雪設備等の記載はございませんが、事業者の提案に委ねると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	業務要求水準書（案）	16	Ⅲ	2	(4)	イ	(ア)	駐車場要求水準	既存の駐車場について、事業敷地内及び三八地域県民局農林水産部農村整備庁舎、みなと分庁舎にてそれぞれ何台分の駐車場を確保しているのでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
190	業務要求水準書（案）	17	Ⅲ	2	(5)	イ	(ア)	ごみ置き場	ごみ処理は事業者のうち維持管理業務を行う者が実施するため、具体的なコンテナ、保管場所の数等は事業者内で調整して計画すれば宜しいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
191	業務要求水準書（案）	17	Ⅲ	2	(5)	イ	(ア)	ゴミ置き場	「①管理形態の異なる施設ごとにコンテナなどで管理すること」とありますが、管理形態の区分は別表Ⅲ-1「所管」欄ごとに行えばよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
192	業務要求水準書（案）	18	Ⅲ	1	(5)	イ	(ク)	動物抑留室・動物愛護車庫	「動物抑留室」とは、別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様における「動物保管庫」と同じ室と考えてよろしいでしょうか。	別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様を修正します。
193	業務要求水準書（案）	18	Ⅲ	2	(5)	イ	(ク)	動物抑留室・動物愛護車庫	「動物抑留室・動物愛護車庫」について、具体的な規模や仕様等ございましたら、ご教示ください。	参考資料2を参照ください。



No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
194	業務要求水準書（案）	18	Ⅲ	3				構造計画の要求水準	既存庁舎の鉄塔に相当する庁舎設備や構造物は、新しく整備する庁舎でも必要でしょうか。必要な場合は荷重条件や設置高さなどの要求水準をご教示ください。	現在、鉄塔に設備を設置していないため、新庁舎での整備は不要です。
195	業務要求水準書（案）	19	Ⅲ	4				電気設備計画の要求水準	P. 14 の(9)環境配慮計画⑤に再生可能エネルギー等の活用とあります。電気設備計画の要求水準に再エネ設備の記載はありませんが、基本的な要求水準はなく、任意の設計と考えて良かったでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(4)	②		静止型電源設備	「通信情報機器の停電時補償用に無停電電源装置を設けること。」とありますが、想定容量がありましたらご教示下さい。	入札参加者の提案によるものとします。
197	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(5)			発電設備	発電機を 72 時間運転可能とする燃料の貯蔵タンクは地下埋設で検討して問題無いでしょうか。	問題ありません。
198	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(5)			発電設備	太陽光発電設備は設置しなくても宜しいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
199	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(5)	②		発電設備	「最低 3 日間運転できること。」とありますが、通常の開庁時間の 3 日分の運転時間なのか、連続 3 日間 (72 時間) の連続運転のいずれでしょうか。	連続 3 日間 (72 時間) の連続運転としてください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
200	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(7)			構内情報通信網設備	ネットワーク機器の設置・設定・配線工事は別途とありますが、各機器に必要な電源や箇所数は設計時にご指示頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(7)			構内情報通信網設備	別途貴県が行うネットワーク機器の設置・設定、当該機器への配線工事について、新庁舎の工事期間に実施されるのでしょうか。上記期間での配線工事の場合、工事取り合い部分および現場共益費の協議が必要と思料します。	県の別途工事は引渡し後に実施します。
202	業務要求水準書（案）	20	Ⅲ	4	(8)			構内交換設備	庁舎の交換機は電話交換室に各施設分集約して冗長化させるのか各施設のフロアに交換機を分散させるのか庁舎としての構内交換設備の仕様は御座いますでしょうか。	入札参加者においてご判断ください。
203	業務要求水準書（案）	21	Ⅲ	4	(11)			放送設備	貴県による庁舎運営との連携に伴い、特筆すべき仕様等ありましたら、ご教示ください。	質問の意図を把握しかねるため、回答は差し控えさせていただきます。
204	業務要求水準書（案）	21	Ⅲ	4	(13)			テレビ共同受信設備	BS放送の受信設備は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
205	業務要求水準書（案）	21	Ⅲ	4	(15)			防災設備	新庁舎には港湾関係の施設も集約されるようですが港湾関係の無線・通信設備用の機器・アンテナ架台等は別途と考えて宜しいでしょうか。また、配管が必要であれば仕様をご指示頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。また、配管は別途指示します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
206	業務要求水準書（案）	21	Ⅲ	4	(15)			防災設備	既存庁舎の鉄塔によって整備されていると思われる防災無線や衛星通信システムのアンテナや設備関係は、本事業とは別途整備されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	業務要求水準書（案）	22	Ⅲ	5	(1)	①		機械設備計画の要求水準	導入する機器（空調設備、給湯設備など）は寒冷地仕様が必須との認識でよろしいでしょうか？	入札参加者においてご判断ください。
208	業務要求水準書（案）	23	Ⅲ	5	(6)	④		自動制御設備	「生協」や「職員組合事務室」について、具体的な規模や仕様等ございましたら、ご教示ください。	業務要求水準書（案）別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様を参照ください。
209	業務要求水準書（案）	23	Ⅲ	5	(7)	③		給水設備	「職員（参集率 70%） 3 日分の必要以上の飲料水を確保すること。」とありますが、職員数の合計は別紙Ⅲ-1 に記載の職員数より 346 名と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
210	業務要求水準書（案）	23	Ⅲ	5	(7)	③		給水設備	災害時対策として職員 3 日分の飲料水を確保するとありますが、ペットボトル等により飲料水を確保しても宜しいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
211	業務要求水準書（案）	23	Ⅲ	5	(7)	③		給水設備	職員（参集率 70%） 3 日分の必要量以上の飲料水を確保することとありますが、職員数は別紙Ⅲ-1 の必要諸室および仕様に記載の職員数でよろしかったでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
212	業務要求水準書（案）	23	Ⅲ	5	(7)	③		給水設備	災害時用の3日分の給水タンクを専用設置する提案は可能でしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
213	業務要求水準書（案）	23	Ⅲ	5	(11)			ガス設備	事業敷地周辺道路に都市ガスの埋設管はないことから、ガス設備が必要な場合、プロパンガスでの対応という認識でよろしいでしょうか。	入札参加者においてご判断ください。
214	業務要求水準書（案）	25	Ⅳ	2	(2)			土地の形質変更に係る届出等	土壌汚染調査の費用負担の詳細は事業契約にて示すものとする。とありますが市の費用負担という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
215	業務要求水準書（案）	24	Ⅲ	6		⑤		昇降機設備計画	人荷用エレベーターは来客用とは別のお考えか教えてください。	ご理解のとおりです。
216	業務要求水準書（案）	25	Ⅳ	2	(3)			近隣家屋調査	工事着手前及び工事完了後に近隣家屋調査を実施することになりますが、県が想定している調査範囲をご教示ください。	入札参加者の提案によるものとします。
217	業務要求水準書（案）	25	Ⅳ	2	(3)			近隣家屋調査	調査範囲については、計画地に隣接する部分だけでよろしいでしょうか。特に範囲を広げる必要がある場合にはご指示下さい。	入札参加者の提案によるものとします。
218	業務要求水準書（案）	25	Ⅳ	2	(3)			近隣家屋調査	対象家屋はどの範囲を考えればよいか教えてください。	入札参加者の提案によるものとします。
219	業務要求水準書（案）	26	Ⅳ	3	(2)			新庁舎のレイアウト作成における留意点	要求水準として機器リスト等が開示されず、事業者の設計業務の中でレイアウトを提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
220	業務要求水準書（案）	27	Ⅳ	4	(3)			新庁舎のレイアウト図作成における留意点	提案段階でのレイアウト図の什器備品の費用は事業費外ですが、提案する備品の性能の違いなどにより、提案内容に差がでますが、それは性能評価点に反映されないとの理解でよろしいでしょうか。	「提案段階でのレイアウト図の什器備品の費用は事業費外」の意味が分かりかねるため、回答は差し控えます。
221	業務要求水準書（案）	27	V	1				業務の内容	「移転計画作成支援業務」とありますが、実施方針では「移転支援業務」となっています。どちらが正しいのでしょうか。	移転支援業務が正です。業務要求水準書（案）を修正します。
222	業務要求水準書（案）	27	V	2	(1)	ア	⑤	施工計画策定に当たり留意すべき事項	既存庁舎に鉄塔がありますが、防災無線等の用途であれば、新棟建設時のクレーン等による障害などを考慮する必要は無いでしょうか。もし考慮する必要があれば、高さや方位に関する制限をご教示ください。	現在、既存庁舎の鉄塔は防災無線等で使用していません。
223	業務要求水準書（案）	27	V	2	(1)	ア		地下埋設物について	新庁舎建設にあたり、既設埋設物ルートによっては、事前に切り回し等が必要になると思います。既設庁舎等への埋設物・ルートについてご教示ください。	参考資料6-1、6-2を参照ください。
224	業務要求水準書（案）	28	V	2	(3)	ア		建設工事中の駐車場	建設工事中に貴県で事業敷地内に必要な駐車場必要台数があればご教授いただけますでしょうか。	工事期間中の駐車場台数は100台程度を想定しています。業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
225	業務要求水準書（案）	28	V	2	(3)	ア		建設発生土について	建設発生土について、有効利用を前提に計画整備を進めると思いますが、残土処理が必要となった場合は、県で指定する処分候補地についてご教示ください。	県で指定する処分候補地はありません。
226	業務要求水準書（案）	28	V	2	(3)	ア		駐車台数について	施設整備事業開始(R6.4～)から現庁舎等解体完了(R10.3.31)までの期間(工事期間)における、来庁者及び公用車等の必要駐車台数についてご教示ください。	工事期間中の駐車場台数は100台程度を想定しています。業務要求水準書（案）を修正します。
227	業務要求水準書（案）	30	V	3				什器備品の調達支援業務	『3. 什器備品の調達支援業務』とありますが、通常的设计・建設業務で行う範疇を超えているように感じます。予定価格算出に当たっても、当然に当該業務費用を通常的设计・建設業務費用とは別途見込んで頂いているとの理解ですが、念のため確認させてください。	見込んでいます。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
228	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)			什器備品の調達支援業務	<p>集約対象施設から新庁舎への引越業務は、実施方針等説明会資料の中では、事業者の対象業務とされておりますが、実施方針では県が実施する業務とされてます。実施方針の記載を優先すると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>本事後の中で「移転」と「引越し」で定義の違いがあればご教授ください。</p>	<p>実施方針の記載のとおり、県が実施する業務です。</p> <p>また、「移転」と「引越し」は同義です。業務要求水準書（案）を修正します。</p>
229	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ア		事業者が本事業範囲で実施する業務	<p>「什器備品の調達支援業務」についてどのような具体的な業務を想定すればよいでしょうか。また、県としてはどの程度の費用を見込んでいるでしょうか。</p>	<p>業務要求水準書（案） V. 3. (2) をご参照ください。</p>
230	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	イ		県が実施する業務	<p>「什器・備品の購入・排気・転用（引越し）」とありますが、実際の什器・備品の新庁舎への搬入は、貴県の引越し期間中に実施されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
231	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	イ		県が実施する業務	什器・備品の購入・廃棄・転用（引越し）は青森県様の方で実施されることですが、入札参加構成企業に什器メーカーや運送企業等が参画する場合、什器備品の調達支援業務や移転支援業務に関わった当該企業が、別途青森県様が実施される什器備品発注・引越し業務発注の入札に関して、参加が制限されることは無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ		事業者が本事業範囲とは別途実施する業務	この業務について、県がSPCとは別の事業者と契約することはあるのか。	SPCとは異なる別の事業者に、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
233	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ		什器備品の調達支援業務	事業者が本事業範囲とは別途実施する業務として、別途事業者と契約を締結となっておりますが、事業契約の変更という扱いになるのでしょうか。別契約の場合は、SPCではなく業務の実施企業との直接契約も可能でしょうか。	SPCとは異なる別の事業者に、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
234	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ		什器備品の調達支援業務	「事業者に以下業務を実施させる場合がある」とありますが、実施に係る報酬、その他実施条件の合意がなされれば、事業者が発注いただけるという理解でよろしいでしょうか。	SPCとは異なる別の事業者に、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。



No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
235	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ		事業者が本事業範囲とは別途実施する業務	<p>什器・備品の購入・廃棄・転用（引越し）をSPCに実施させる場合があるとの記載がありますが、準備に相当の時間が必要となります。</p> <p>いつ頃に発注の可能性があるのかを事前にご教授頂けますようお願いいたします。</p>	SPCとは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
236	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ		什器備品の調達支援業務	<p>事業者が本事業範囲とは別途実施する業務について、提案段階においては各業務を遂行する許認可・資格等を保有する企業をコンソーシアムに含めなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	「コンソーシアム」という用語は、定義がないため、質問の意図を理解しかねます。入札参加者の資格要件については、実施方針Ⅱ.（3）をご確認ください。
237	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ		事業者が本業務範囲とは別途実施する業務	<p>事業者が本業務範囲とは別途、実施する業務が発生する場合について、事業者へはいつ頃周知されるのでしょうか。</p>	SPCとは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
238	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	②	什器・備品の廃棄に係る業務	<p>県は事業契約とは別途、「什器・備品の廃棄に係る業務」を事業者にて実施させる場合があるとのことですが、当該業務を実施するにあたり廃棄物処理業の許可が必要とされた場合で、事業者（SPC）が当該許可を取得できない場合は、事業者にて当該業務を実施させることはないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	SPCとは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
239	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	②	什器・備品の廃棄に係る業務	県は事業契約とは別途、「什器・備品の廃棄に係る業務」を事業者を実施させる場合があるとのことですが、事業者が当該業務を実施するために、代表企業・構成企業・協力企業とは別の企業に委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	SPC とは異なる別の事業者に、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
240	業務要求水準書（案）	30	IV	3	(2)		②	什器備品の調達支援業務_要求水準	「～什器・備品整備方針(購入、転用、廃棄)を検討すること」とありますが、判断基準として ABC 評価を行いますか。又は県側での基準があればご教示下さい。	事業者は「購入、転用、廃棄」の方針を検討してください。最終的な方針の判断は、検討を踏まえ県が行います。
241	業務要求水準書（案）	30	V	3	(2)			什器備品の調達支援業務	提案段階において試算した業務費用と、実際に業務を行う際の費用に乖離が生じた場合、実費にて精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。	指摘の業務費用含め、本事業における事業費の中で、実数清算の対象となる費用はありません。
242	業務要求水準書（案）	30	V	4				移転支援業務	提案段階において試算した業務費用と、実際に業務を行う際の費用に乖離が生じた場合、実費にて精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。	指摘の業務費用含め、本事業における事業費の中で、実数清算の対象となる費用はありません。
243	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	②	事業者が本事業範囲とは別途実施する業務	廃掃法において什器・備品は、解体工事から発生した建設廃棄物として、事業者では処理できません。什器・備品の所有者である県が、排出者として庁舎解体前に事前に処分するようお願いします。	SPC とは異なる別の事業者に、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
244	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	②	事業者が本事業範囲とは別途実施する業務	別途契約となっておりますが、契約日についてご教示ください。またリスク分担があればご教示ください。	SPC とは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
245	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	②	事業者が本事業範囲とは別途実施する業務	スケジュールについては、新庁舎の引渡し後の令和9年4月～5月末までの間の業務期間との理解でよろしいでしょうか。	SPC とは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
246	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	③	転用する什器・備品の新庁舎への移転に係る業務	県は事業契約とは別途、「転用する什器・備品の新庁舎への移転に係る業務」を事業者を実施させる場合があるとのことですが、当該業務を実施するためには運送業許可が必要と考えます。事業者（SPC）が当該許可を取得できない場合は、事業者が当該業務を実施させることはないとの理解でよろしいでしょうか。	SPC とは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。
247	業務要求水準書（案）	30	V	3	(1)	ウ	③	転用する什器・備品の新庁舎への移転に係る業務	県は事業契約とは別途、「転用する什器・備品の新庁舎への移転に係る業務」を事業者を実施させる場合があるとのことですが、事業者が当該業務を実施するために、代表企業・構成企業・協力企業とは別の企業に委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	SPC とは異なる別の事業者にて、当該業務を発注し、契約する予定です。業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
248	業務要求水準書(案)	30	V	3	(2)			什器備品の調達支援業務	提案段階においては、想定に基づき事業者にて、什器・備品リスト作成、レイアウト図の作成及び業務実施に要する費用の試算を行うという理解でよろしいでしょうか。その場合に、集約対象施設の既存什器・備品のリスト(購入時期や耐用年数がわかるもの)や文書量の目安、貴県との協議頻度を可能な範囲で入札公告にてご提示いただくことはできますでしょうか。	什器備品の調達支援業務に関する提案内容は、入札参加者の提案によります。集約対象施設の既存什器・備品・文書量等は、業務要求水準書(案)V.3.(2)①のとおり、事業者が現状調査を行うこととしており、その目安をご提示する予定はありません。県との協議頻度は、入札参加者の提案によるものとします。
249	業務要求水準書(案)	30	V	3	(2)	①		什器備品の調達支援業務_要求水準	「～既存什器・備品・文書量等の現状調査を行うこと」とありますが、既存施設のCADデータは提供頂けるでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	業務要求水準書(案)	30	V	3	(2)	①		什器備品の調達支援業務_要求水準	「～既存什器・備品・文書量等の現状調査を行うこと」とありますが、調査報告は現状図面(レイアウト)、什器・備品リストとの作成と考えて宜しいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
251	業務要求水準書(案)	30	V	3	(2)	①		什器備品の調達支援業務_要求水準	「～既存什器・備品・文書量等の現状調査を行うこと」とありますが、文書量等については調査結果を県に提示するまでという理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
252	業務要求水準書（案）	30	V	3	(2)	①		什器備品の調達支援業務_要求水準	「～既存什器・備品・文書量等の現状調査を行うこと」とありますが、職員の方々にアンケート形式での調査・ヒアリングは可能でしょうか。	可能です。
253	業務要求水準書（案）	31	V	3	(2)	③		什器備品の調達支援業務_要求水準	「～その際、購入、転用、廃棄の区分を明らかにすること。」とありますが、報告書は図面（レイアウト）、ナンバリング、リストの提出で宜しいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
254	業務要求水準書（案）	31	V	3	(2)	⑥		要求水準	「購入する什器・備品の発注仕様書の作成支援」とございますが、現時点で想定しているフォーマットを開示頂くことは可能でしょうか。	現時点で想定しているフォーマットはありません。
255	業務要求水準書（案）	31	V	4				移転支援業務	提案段階においては、想定に基づき事業者にて、移転計画の作成及び業務実施に要する費用の試算を行うという理解でよろしいでしょうか。その場合に、移転対象物品のリストや、貴県との協議頻度等を可能な範囲で入札公告にてご提示いただくことはできますでしょうか。	移転支援業務に関する提案内容は、入札参加者の提案によります。集約対象施設の既存什器・備品の内、移転対象は、什器備品の調達支援業務で検討するものであり、また、什器備品以外の移転対象のリストをご提示する予定はありません。県との協議頻度は、入札参加者の提案によるものとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
256	業務要求水準書（案）	31	V	4				移転支援業務	『4. 移転支援業務』とありますが、通常の設計・建設業務で行う範疇を超えているように感じます。 予定価格算出に当たっても、当然に当該業務費用を通常の設計・建設業務費用とは別途見込んで頂いているとの理解ですが、念のため確認させてください。	見込んでいます。
257	業務要求水準書（案）	31	V	4	(1)			移転支援業務	集約対象施設から新庁舎への引越業務は、実施方針等説明会資料の中では、事業者の対象業務とされておりますが、実施方針では県が実施する業務とされてます。実施方針の記載を優先すると理解してよろしいでしょうか。  本事後の中で「移転」と「引越し」で定義の違いがあればご教授ください。	実施方針の記載のとおり、集約対象施設から新庁舎への引越業務は、県が実施する業務です。 また、「移転」と「引越し」は同義です。業務要求水準書（案）を修正します。
258	業務要求水準書（案）	32	IV	4	(2)	⑤		移転支援業務_要求水準	「～レイアウト図に変更が生じた場合は反映すること」とありますが、レイアウト図とは、P. 26(2)設計業務で作成するレイアウト図を指し、什器備品の調達支援業務はそれを活用するという理解でよろしいでしょうか。	什器備品の調達支援業務においてレイアウト図を活用しても差し支えありません。
259	業務要求水準書（案）	32	V	5	(3)			その他	現在想定されているオープニングセレモニーの内容について、ご教示ください。	現時点で想定している内容はありません。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
260	業務要求水準書（案）	33	VI	2	(1)			工事監理者の通知	工事監理者と管理技術者について、同一企業所属であることを妨げるものではない、とされておりますが、同一部署の者でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	業務要求水準書（案）	34	VII	2				解体設計及び関連業務	解体設計にあたり、解体工事対象の建物の図面を貸与願います（平面図、断面図、立面図及び構造図等）。	入札説明書等をご確認ください。
262	業務要求水準書（案）	34	VII	2				解体設計及び関連業務	解体設計にあたり、地下構造物（杭）はすべて撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
263	業務要求水準書（案）	34	VII	2				解体設計及び関連業務	既存建物のアスベスト含有調査分析結果等についてご提示ください。	県が実施した調査の結果はありません。
264	業務要求水準書（案）	34	VII	2				解体設計及び関連業務	解体設計業務は解体工事を行う者が実施することで宜しいでしょうか。	解体設計業務と解体工事は、同一の者が行う必要はありません。
265	業務要求水準書（案）	34	VII	2	(1)			解体設計及び関連業務	農村整備庁舎及びみなと分庁舎は解体工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	業務要求水準書（案）	34	VII	2	(1)	①		解体設計及び関連業務	「別紙VI-1 解体工事対象範囲」に示す建築物の解体設計・解体工事を実施となっておりますが、集約対象施設のうち、三八地域県民局及びみなと分庁舎は範囲外との認識で間違いございませんでしょうか。	三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎及び三八地域県民局みなと分庁舎は範囲外です。
267	業務要求水準書（案）	34	VII	2	(3)	ア		解体工事中の駐車場	解体工事中に貴県で事業敷地内に必要な駐車場必要台数があればご教授いただけますでしょうか。	工事期間中の駐車場台数は100台程度を想定しています。業務要求水準書（案）を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
268	業務要求水準書（案）	34	VII	2	(3)	ア		解体工事	現庁舎解体に伴う既存地中杭等の取扱い（地中残置可能か）について、ご教示ください。 また、植栽の取扱いについて、撤去処分・敷地内移植等の指定があるかご教示ください。	入札説明書等をご確認ください。 植栽の取扱いについて指定はありません。
269	業務要求水準書（案）	34	VII	3	(1)	①		解体工事及び関連業務	「別紙VI-1 解体工事対象範囲」に示す建築物の解体設計・解体工事を実施となっておりますが、集約対象施設のうち、三八地域県民局及びみなと分庁舎は範囲外との認識で間違いありませんか。	三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎及び三八地域県民局みなと分庁舎は範囲外です。
270	業務要求水準書（案）	34	VII	3	(1)			解体工事及び関連業務	解体対象となる既存建物の図面を貸与していただくことは可能でしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
271	業務要求水準書（案）	34	VII	3	(1)			解体工事及び関連業務	解体工事対象施設に杭がある場合、すべて引き抜きを行うと考えてよろしいでしょうか。また、残置物として残して良い施設があればご教示願います。	業務要求水準書（案）を修正します。
272	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	②	近隣調査・準備検査等	近隣への説明の際、必要と判断した場合、県は説明に同行していただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。



No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
273	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	④	PCB	準備検査では確認されず、解体工事にPCBおよびアスベスト含有材が確認された場合における、費用負担および事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示ください。	入札説明書等として公表される事業契約書（案）をご確認ください。
274	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	④	近隣調査・準備検査等	PCB 含有の使用電気機器について、現在までに県が把握している情報の公開をお願いいたします。	現在までに県が把握しているPCB含有の使用電気機器は処分済です。
275	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	④	PCB 使用電気機器及びPCB 含有シーリング材の有無について	「PCBの有無について調査を行い、適切な処理及び保管方法について提案を行うこと」とありますが、作業量把握のために、過去に調査した資料等ございましたらご提供をお願いいたします。	参考資料3を参照ください。
276	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	⑤	アスベスト	準備検査では確認されず、解体工事にPCBおよびアスベスト含有材が確認された場合における、費用負担および事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示ください。	入札説明書等として公表される事業契約書（案）をご確認ください。
277	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	⑤	近隣調査・準備検査等	アスベスト含有建材の存在が確認された場合の処分費用については県の負担と記載がございますが、工期の延長等の協議にも応じていただけないかと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等として公表される事業契約書（案）をご確認ください。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
278	業務要求水準書（案）	35	VII	3	(2)	ア	⑤	近隣調査・準備検査等	アスベスト含有建材について、現在までに県が把握している情報の公開をお願いいたします。	現在までに県が把握している情報はありません。
279	業務要求水準書（案）	37	VII	3	(4)	エ		完成図書の提出	「撤去図 一式」の下に空欄がございますが、現在記載されている書類以外に、必要となる書類がございましたらご教示ください。	記載している書類以外にはありません。
280	業務要求水準書（案）	38	VIII	1				別紙VIII-1 維持管理及び運営業務対象範囲	南西の駐車場と併設されているテニスコートはそのまま残り管理対象施設に含まれますでしょうか？	別紙VI-1 解体工事対象範囲をご確認ください。
281	業務要求水準書（案）	39	VIII	5				業務体制	維持管理業務の業務責任者及び業務担当者のいわゆる常駐は必ずしも求められていなく、事業者の提案に委ねられているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	業務要求水準書（案）	39	VIII	5	(1)			業務責任者	業務責任者は、維持管理業務、運営業務それぞれ業務ごとに選任する必要があるでしょうか。維持管理業務責任者と運営業務責任者を兼任させることは可能でしょうか。	業務責任者は、維持管理業務及び運営業務別に選任する必要はなく、1人で支障ありません。
283	業務要求水準書（案）	39	VIII	6				開庁時間	開庁時間外に休日対応を行う可能性のある室や所管がありましたら御提示願います。	「休日対応」の意味が不明であるため、回答は差し控えさせていただきます。
284	業務要求水準書（案）	39	VIII	6				新庁舎の開庁時間等	選挙やイベント対応等で臨時開庁されることはないものという理解で宜しいでしょうか。	選挙で臨時開庁することは想定していません。イベント対応等で臨時開庁する可能性はあります。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
285	業務要求水準書（案）	39	VIII	8				供用開始前準備	供用開始前に関わる対価は、実施方針P7-I-2-(5)-イに示す「維持管理業務及び運営業務に係る対価」に含まれるものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	業務要求水準書（案）	39	VIII	9				事業期間終了時の要求水準	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する」とありますが、具体的な基準をお示してください。	経年による劣化に該当するか否かは、実際に発生した事象毎に、県と事業者の協議にさせていただきます。
287	業務要求水準書（案）	40	VIII	9				事業期間終了時の要求水準	「建物劣化調査報告書の作成に当たっては、客観性の確保に配慮した実施方法とする。」とありますが、建物劣化調査の仕様書をお示してください。	業務要求水準書（案）VIII. 9. に記載のとおり、建物劣化調査報告書の内容等は、事前に県と事業者で協議して定めます。
288	業務要求水準書（案）	40	VIII	10	(4)			災害事前対応	「防災設備の中央監視等により、施設の火災や、地震等の災害等に対する事前の対応を実施し」とありますが、具体的にどのような事前の対応を想定されていますでしょうか。	業務要求水準書（案）VIII. 10. (4)災害事前対応②～⑪をご確認ください。
289	業務要求水準書（案）	41	VIII	11	(1)	②		消耗品の負担	職員のみが利用する室内(会議室・事務所内等)の消耗品(ポリ袋等)についても事業者側の負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	業務要求水準書（案）	41	VIII	11	(1)			消耗品の負担	「トイレットペーパーや水石鹼等の衛生消耗品等の消耗品費用は事業者の負担とする」とありますが、現在の使用実績をお示してください。	参考資料7をご参照ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
291	業務要求水準書（案）	41	VIII	1 1	(1)			消耗品の負担	「トイレトペーパーや水石鹸等の衛生消耗品等の消耗品費用は事業者の負担とする」とありますが、当該消耗品の使用対象者は、当該施設の全利用者（職員、来庁者、SPC 事業者等）という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	業務要求水準書（案）	41		1 1	(2)			光熱水費の負担	「光熱水費は県の負担とする。」と記載がございますが、事業者が算定した光熱水費の試算をもとにサービス対価で支払を意図しているのでしょうか。それとも、光熱水費は事業費外と考えてよろしいでしょうか。	光熱水費は本事業とは別途、県が負担します。
293	業務要求水準書（案）	43	IX	1	(1)			業務の目的	「本要求水準書のほか建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）・・・に準拠し、・・・」との記載がございますが、「準拠」ではなく「参考」としていただき、提案の自由度を確保していただけないでしょうか。	包括的に「参考」とはできないため、「参考」としたい事項を個別具体にお示しください。
294	業務要求水準書（案）	43	IX	1	(1)			業務の目的	「什器備品の性能及び状態を常時適切に管理すること」とございますが、本事業の維持管理業務に「什器備品の管理業務」は含まれておりませんので、当該部分の削除をご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
295	業務要求水準書（案）	44	VI	2				建築物保守管理業務	通常の保守管理を行っていたにもかかわらず、定期点検の結果、修繕を行うこととなる場合につきましては、その修繕費用を貴県にご負担いただきたくお願い致します。	保守管理を行っていれば、想定外の修繕が発生しない施設整備を期待しますので、県で負担する考えはありません。
296	業務要求水準書（案）	47	IX	6	(2)	ア		建物内清掃	清掃員の配置時間について、指定はございますでしょうか。	指定はありません。
297	業務要求水準書（案）	47	IX	6	(2)	イ	③	外構清掃	八戸では積雪日は限られるので、除雪の実施は別途費用とした頂きたくお願い致します。また駐車場は除雪企業等への外注となりますが、歩行通路や玄関回りは等は事業者の要員だけでなく県職員のご協力によりコストダウンを図ることは可能でしょうか	除雪は本事業の範囲外とします。業務要求水準書（案）を修正します。
298	業務要求水準書（案）	47	IX	6	(2)	ア	①	建物内清掃	日常清掃は制限される時間帯がありますでしょうか。	制限される時間帯はありません。
299	業務要求水準書（案）	48	VIII	7	(2)	④		ごみ処理を適切に実施すること	ごみ処理を適切に実施することと記載がございますが、一般・産業廃棄物の収集、運搬、処理を事業者で実施することを示しているとの理解でよろしいでしょうか。若しくは、施設内のごみをごみ置き場まで運び、ごみ置き場の衛生環境を保つところまでが事業者の業務という事でしょうか。	施設内のごみを収集し、ごみ置き場まで運搬し、ごみ置き場の衛生環境を保つところまでとなります。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
300	業務要求水準書（案）	48	VIII	7	(2)	④		ごみ処理を適切に実施すること	収集運搬処理が事業者の負担である場合、廃棄物の総量を検討するにあたり、各施設で処分された廃棄物の処分量を過去3ヵ年分ご提示願います。	参考資料8をご参照ください。
301	業務要求水準書（案）	48	IX	8				警備業務	警備員は常駐が必須との認識で宜しいでしょうか。またその場合常駐が必要な時間曜日等をご明示頂けますでしょうか。	常駐は必須ではありません。
302	業務要求水準書（案）	48	IX	8	(2)	ア		業務の実施方針	イベントや緊急対応事案により県の指示で警備員の応援要請が必要となる場合は、別途費用との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
303	業務要求水準書（案）	48	IX	8	(2)	ウ		警備の内容	警備員を配置するコアタイムのようなものはあるか。機械警備は巡回業務を補完する位置付けと理解してよいか。	詳細の警備方法は入札参加者の提案によるものとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
304	業務要求水準書（案）	49	IX	9	(1)			修繕業務	<p>修繕業務の対価は維持管理業務としてあらかじめ定める額であること、修繕費リスクはすべて事業者負担となっていること、修繕業務には設備更新まで含まれること、さらに当該施設の使用状態については事業者はアウトオブコントロールであるため、事業者負担が過度と考えられます。</p> <p>設備更新を含む修繕計画は事業期間で予測して計画しますが 15 年と長期になるので実際とは必ず乖離が生じます。設備更新時期も築後 15 年前後で、PFI 事業の終了時期と重なるので実施可否判断はその時点で行うことが合理的です。事業期間の修繕計画は当然作成しますが、毎年劣化状況を把握したうえで翌年度の修繕計画を作成し実施することで事業者負担を適正化し、結果的に修繕費を抑制することが可能と考えます。</p> <p>出来ることなら、毎年の修繕と設備更新は光熱水費同様に「出来高払い」とすることが好ましいと考えます。</p>	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
305	業務要求水準書（案）	49	IX	9	(1)			修繕業務	新庁舎が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等の実施が事業者となっていますが、更新時期が築後16年前後で、PFI事業の終了時期と重なります。更新時期に事業者と県で協議して実施の可否を判断し、実施の場合は県負担とすることが経済的であると考えます。設備更新も事業者側での実施となる場合、更新時期の設定により事業費に大きな差がでることも懸念されます。	原文のとおりとします。
306	業務要求水準書（案）	49	IX	9	(2)			修繕業務	新庁舎の引渡しから事業期間終了（15年間）までの修繕計画書を県に提出し、県の承諾を受けることとの記載がありますが、こちらの修繕計画書は15年間の予定修繕を示し、P.40の9.事業期間終了時の要求水準④に記載の30年間の中長期保全計画書は15年間の実績+15年間の予定保全計画を作成するとの認識でよろしいでしょうか？	修繕計画書についてはご理解のとおりです。中長期保全計画書は、新庁舎の維持管理・運營業務開始日より30年間の予定保全計画書のことであり、建物劣化調査報告書提出時に、維持管理業務の結果等を踏まえた改訂版を提出してください。



No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
307	業務要求水準書（案）	49	IX	9	(3)			修繕業務	<p>修繕業務の対価は維持管理業務としてあらかじめ定める額であること、修繕費リスクはすべて事業者負担となっていること、修繕業務には設備更新まで含まれること、さらに当該施設の使用状態については事業者はアウトオブコントロールであるため、事業者負担が過度と考えられます。</p> <p>設備更新を含む修繕計画は事業期間で予測して計画しますが 15 年と長期になるので実際とは必ず乖離が生じます。設備更新時期も築後 15 年前後で、PFI 事業の終了時期と重なるので実施可否判断はその時点で行うことが合理的です。事業期間の修繕計画は当然作成しますが、毎年劣化状況を把握したうえで翌年度の修繕計画を作成し実施することで事業者負担を適正化し、結果的に修繕費を抑制することが可能と考えます。</p> <p>出来ることなら、毎年の修繕と設備更新は光熱水費同様に「出来高払い」とすることが好ましいと考えます。</p>	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
308	業務要求水準書（案）	51	X	1	(2)			事業の内容	事業者が実施する受付案内業務、電話交換業務の他に任意に提案する業務（独立採算）について記載がございませんが、任意の提案は認めず総合的な評価の対象にならないと考えて良いでしょうか。	入札説明書等をご確認ください。
309	業務要求水準書（案）	51	X	2	(1)			受付・案内業務	当該業務は維持管理業務の一部として実施することが多いです。効率化の観点からも維持管理業務を行う者が運営企業を行う者を兼務して実施してもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
310	業務要求水準書（案）	53	VII					現庁舎等の解体撤去業務	解体撤去完了の敷地では、PFI 事業外で工事等される予定はございますでしょうか。	現時点では、本事業以外の工事等は予定していません。
311	業務要求水準書（案）	53	X	3	(2)			電話交換業務	現在の電話受付、案内及び交換に関するデータ（来館者数・交換経由通話数など）について、共有頂けますでしょうか。	参考資料9をご参照ください。
312	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(1)			総括代理人の配置	総括代理人は実務に精通した責任者を配置したいため、「新庁舎の整備期間」と「維持管理運営期間」で交代してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(1)			総括代理人の配置	総括代理人は、各業務の業務責任者（例えば現場代理人）と兼務することは認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
314	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(1)			総括代理人の配置	総括代理人について、資格要件や常駐義務はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(1)			総括代理人の配置	「プロジェクトマネジメントは、複数人で分担することはできない性質のものであり、総括代理人自身が実施する必要があることを十分理解した上で、提案すること。」とございますが、施設整備業務期間と運営維持管理業務期間ではそれぞれ別の総括代理人を配置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
316	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(1)			統括代理人の配置	統括代理人はプロジェクトマネジメントの役割を果たす人員であればよく、代表企業から選任する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(4)			株主総会	株主総会に関する資料や議事録の提出が求められておりますが、他のPFI案件に比べて過剰な業務内容かと存じます。なお、当該事項に関する資料は「3. 経営管理業務」に記載されている提出書類で事足りると思いますので、当該要件を削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、「他のPFI案件に比べて過剰な業務内容」ではないこと、申し添えます。

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
318	業務要求水準書（案）	53	XI	2	(5)			取締役会	取締役会に関する資料や議事録の提出が求められておりますが、他のPFI案件に比べて過剰な業務内容かと存じます。なお、当該事項に関する資料は「3. 経営管理業務」に記載されている提出書類で事足りると思いますので、当該要件を削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、「他のPFI案件に比べて過剰な業務内容」ではないこと、申し添えます。
319	業務要求水準書（案）	53	XI					SPC 運営管理等業務の要求水準	『XI. SPC 運営管理等業務の要求水準』とありますが、非常に人工が掛かる業務と感じます。予定価格算出に当たっても、当然に当該業務費用を適切に見込んで頂いておるとの理解ですが、念のため確認させてください。なお、参考までにどの程度の人数での対応を想定しているのかお示し下さい。	要する費用は民間事業者の提案内容次第と考えます。提案内容を拘束しうるので、人数等は開示致しかねます。
320	業務要求水準書（案） 別紙Ⅱ-1							事業敷地図	図面のCADデータがございましたら貸与願います。	別紙Ⅱ-2のCADデータについては、希望者に対し、提供する予定です。詳細は入札説明書等をご確認ください。
321	業務要求水準書（案） 別紙Ⅱ-1							事業敷地図	真北測量図がございましたら貸与願います。できればCADデータでお願いします。	別紙Ⅱ-2のCADデータについては、希望者に対し、提供する予定です。詳細は入札説明書等をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
322	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-1							事業敷地区 事業敷地内の動線	今回工事計画を検討するにあたり、既存庁舎等への職員・来館者の入退館に関する動線につきまして、計画上必要な場合は、動線の変更を提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-1							事業敷地区 事業敷地	事業敷地のうち、南側の既存駐車場・テニスコートを含む敷地については、テニスコートを撤去の上、外構計画、駐車場計画の要求水準を遵守し、外構及び駐車場として整備、維持管理を行うことを想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-2							敷地・周辺現状 測量図	測量図のCADデータを提供頂けないでしょうか。	別紙Ⅱ-2のCADデータについては、希望者に対し、提供する予定です。詳細は入札説明書等をご確認ください。
325	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-2							敷地・周辺現状 測量図	図面のCADデータがございましたら貸与願います。	別紙Ⅱ-2のCADデータについては、希望者に対し、提供する予定です。詳細は入札説明書等をご確認ください。
326	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-3							周辺インフラ整備状況	図面のCADデータがございましたら貸与願います。	別紙Ⅱ-3のCADデータはありません。
327	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-4	1						地盤状況(本館) 杭基礎	本館の杭基礎に関する資料がございましたら、ご提供ください。	本館の杭基礎に関する資料はありません。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
328	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-4							地盤状況	調査ポイントの記載が見当たらないため、ご教示ください。	調査ポイントは不明です。
329	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-4							地盤状況	ボーリングデータが2種類ございますが、敷地のどの部分のデータでしょうか。	調査ポイントは不明です。
330	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-4							地盤状況	判読が難しいデータのようにですが、他にはボーリングデータはございませんでしょうか。	原本の閲覧は可能です。詳細は入札説明書等において明示します。
331	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-4							地盤状況	追加のデータがない場合、入札までに県にて追加調査はしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
332	業務要求水準書(案) 別紙Ⅱ-5							暗渠位置図	図面のCADデータがございましたら貸与願います。	別紙Ⅱ-5のCADデータはありません。
333	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1	1~3						必要諸室及び仕様 室面積	示された室面積は、壁芯と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1							室面積	室面積記載部分に「程度」とありますが、具体的に何%の増減と考えればよろしいでしょうか。ご教示下さい。	業務要求水準書(案)別紙Ⅲ-1の修正版をご確認ください。
335	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1							設置階	「設置階」列の階層区分のうち、「高層階・中層階・低層階」は参考であり、配置は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)別紙Ⅲ-1の修正版をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
336	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1							必要諸室及び仕様	記載の職員数には非正規職員やアルバイト等の数値は含まれているでしょうか。含まれていない場合は実態としての数値をご教示ください。	職員数には非常勤事務員等を含んだ数値となっています。
337	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1							必要諸室及び仕様	各部署の来客数の想定をご教示ください。	参考資料4を参照ください。
338	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1							必要諸室及び仕様	室面積ですが、例えば20㎡程度の諸室はどの程度の面積(増減)まで許容されますでしょうか。	業務要求水準書(案)別紙Ⅲ-1の修正版をご確認ください。
339	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1							必要諸室及び仕様	設置階に低層階、中層階、高層階の区分がありますが、6階建ての場合は、低層は1～2階、中層は3～4階、高層は5～6階となるのか、概ね低層は中層の下か同一階、中層は高層の下か同一階程度の解釈でよろしいのでしょうか。	業務要求水準書(案)別紙Ⅲ-1の修正版をご確認ください。
340	業務要求水準書(案) 別紙Ⅲ-1	1						必要諸室及び仕様 設置階	「高層階」「中層階」「低層階」と設置階が区分されておりますが、要求水準として具体的な階数の基準がございましたらご教示ください。	業務要求水準書(案)別紙Ⅲ-1の修正版をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
341	業務要求水準書（案） 別紙Ⅲ-1	1						必要諸室及び仕様 材料試験室	地域農林水産部の諸室について、材料試験室のみ設置階が「適宜」となっておりますが、これは地域農林水産部の他の諸室から離れて設置することが認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
342	業務要求水準書（案） 別紙Ⅲ-2							駐車場に必要なが納台数 ※1	「事業敷地内の駐車で職員用車両が不足する場合は、三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎の駐車場を利用」とありますが、収容可能な駐車台数の想定があれば、ご教示下さい。	三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎の駐車場（正面 30 台程度、裏側 70 台程度）を利用可能です。なお、裏側 70 台程度は工事期間中も利用可能です。
343	業務要求水準書（案） 別紙Ⅲ-2	3						必要諸室及び仕様 設置階	各個室、小会議室について「2～6階」への設置が求められておりますが、これは6階建を前提とした要求水準で、仮に7階建を計画した場合には「2～8階」と読み替えて設置するかと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）別紙Ⅲ-1 の修正版をご確認ください。



No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
344	業務要求水準書（案）別紙IV-1							基本設計及び実施設計完了時提出物	基本設計業務の成果品として『f. 工事費概算、概略設計計算書』、実施設計業務の成果品として『5. 工事費関係 a. 工事費内訳明細書 b. 数量計算書 c. 見積書等関係資料』とありますが、具体的にどのような資料をどのような意図で提出することを想定でしょうか。本事業は、仕様発注ではなく、性能発注となるため、適切ではないような表現と感じました。 仮に、成果品が増額という結論となった場合は、県側に追加費用をご負担頂けるということでしょうか。	原文のとおりとします。
345	業務要求水準書（案）別紙VI-1							解体工事対象範囲	既存建物が明示されていますが、当該建物の概要（建築概要、設備概要、図面）をお示し下さい。	建築概要及び設備概要については、業務要求水準書（案）修正版の参考資料5-1～5-4をご確認ください。図面については、入札説明書等をご確認ください。
346	業務要求水準書（案）別紙VI-1							解体工事対象範囲	要求水準書（案）2頁目の事業スケジュールに「解体工事の着手は新庁舎の供用開始日以降とすること」とありますが、解体撤去範囲に含まれているテニスコートについては、供用開始以前に解体工事の着手は可能でしょうか。既存庁舎での執務には影響がないと考えます。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
347	業務要求水準書(案) 別紙VI-1							解体工事対象範囲	解体撤去後の事業敷地について、駐車場の整備や車両の動線計画など事業者側で自由に提案して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	業務要求水準書(案) 別紙VI-1							解体工事対象範囲	図面のCADデータがございましたら貸与願います。	別紙II-2のCADデータについては、希望者に対し、提供する予定です。詳細は入札説明書等をご確認ください。
349	業務要求水準書(案) 別紙VI-1							解体工事対象範囲 解体工事	八戸児童相談所前面東側の植栽帯を現庁舎等の解体撤去業務開始前に先行して解体してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	業務要求水準書(案) 別紙VI-1							解体	解体対象建物の図面をお示ください。また図面が無く調査が必要なものや改修などの図面もお示ください。	入札説明書等をご確認ください。
351	業務要求水準書(案) 別紙VI-1							解体工事対象範囲 解体工事	事業敷地北西側の駐輪場を現庁舎等の解体撤去業務開始前に先行して解体してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	業務要求水準書(案) 別紙VIII-1							維持管理及び運営業務対象範囲	存置施設は修繕業務を除き維持管理業務を行うとされているため、図面、既存の維持管理業務の内容についての資料開示を要望します。	入札説明書等をご確認ください。
353	業務要求水準書(案) 別紙VIII-1							維持管理及び運営対象範囲	図面のCADデータがございましたら貸与願います。	別紙II-2のCADデータについては、希望者に対し、提供する予定です。詳細は入札説明書等をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
354	業務要求水準書（案） 別紙Ⅷ-1							維持管理及び運営業務対象範囲	事業敷地南東側に位置する車庫および倉庫が修繕業務から除外されておりますが、既存施設を残地するという認識でよろしいでしょうか。また、車庫の駐車台数を事業敷地の必要台数に含めることは可能でしょうか。その場合、車庫の駐車可能台数をご教示ください。	ご理解のとおりです。 既存車庫には、現在公用車 32 台を駐車しており、別紙Ⅲ-2 駐車場に必要な格納台数の公用車 98 台に含まれます。
355	実施方針等 説明会資料	9						新庁舎の施設計画に関する要求水準のポイント (3) 防災計画	断面イメージのピロティに駐車場等の用途が発生する場合、建築基準法上の床面積が発生しますが、当該面積は、要求水準書に記載の延べ床面積に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	実施方針等 説明会資料							代表企業による一括発注について	設計・施工と維持管理・運営は、ワンチームで、1グループとして参加提案しますが、事業者選定が確定した後、一括発注ではなく、分離発注で契約をお願いすることは可能ですか。	「ワンチーム」と「1グループ」の違いが理解できませんし、「一括発注」及び「分割発注」が、誰から誰に対する発注であるかが判断できませんので、回答は差し控えさせていただきます。
357								概算事業費	令和4年3月に報告された「八戸合同庁舎整備基本計画策定業務・報告書」においては、概算事業費の記載がありました。この度の実施方針、要求水準書（案）には、概算事業費の記載がありません。今後、公表する予定はございますか。	公表する予定はありません。